

商品先物取引が変わります

～トラブルのない商品市場をめざして～

平成23年1月より、商品先物取引の法律が変わります。

☆改正の主なポイント

1. 海外先物取引業者や店頭先物取引業者に許可制を導入

商品先物取引法の施行後は、国から許可を受けた商品先物取引業者のみが営業することができます。

農林水産省及び経済産業省のホームページで、許可を受けている業者名を確認できます。

2. 勧誘を要請しない個人への訪問・電話による勧誘を原則禁止

商品先物取引をするつもりがない個人を訪問したり、電話をかけて契約の勧誘をすること(不招請勧誘(ふしょうせいかんゆう))が一部の取引を除いて禁止されます。

一部の取引とは、初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のない取引所取引のことです。

この他、商品先物取引の改正について、Q&A方式でまとめました。ウラ面をご覧ください。

☆商品先物取引の法律改正に関するQ&A

Q 商品先物取引を扱う業者は、国の許可を受けているのでしょうか。

A 国内の商品取引所で取引を行う業者はこれまでも国の許可を受けていましたが、シカゴ、ニューヨーク、ロンドンなどの海外の商品取引所で取引を行う海外商品先物取引業者や商品取引所によらずお客様と業者との間で取引を行う店頭商品先物取引業者には許可制がなく、不当な業者によるトラブルが絶えませんでした。

そこで、海外商品先物取引業者や店頭商品先物取引業者にも国の許可を義務付け、規制を強化することとしました。

したがって、国内、海外、店頭を問わず商品先物取引を行うときは、国の許可を受けた「商品先物取引業者」がお客様との窓口となります。

また、国に登録した「商品先物取引仲介業者」がお客様と商品先物取引業者との仲介を行う場合もあります。

なお、商品先物取引業者や商品先物取引仲介業者には、お客様とのトラブルを防ぐための様々な規制が課せられています。

Q 許可業者であることを確認するには、どうすればよいのでしょうか。

A 日本商品先物取引協会(日商協)、農林水産省、経済産業省のいずれかに電話で問い合わせるか、ホームページを見ることで確認できます。

Q 商品先物取引をするつもりがないのに業者から勧誘があります。規制はないのでしょうか。

A 商品先物取引をするつもりがない個人に対し、訪問や電話で契約締結を勧誘すること(不招請勧誘)は禁止されます。ただし、初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のない取引所取引については、勧誘が禁止されていません。

なお、商品先物取引業者からの勧誘でお困りの方は、商品先物取引業者の相談窓口か日商協、農林水産省、経済産業省のいずれかにご相談ください。

Q 「初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のない取引所取引」とは何でしょうか。

A 商品先物取引を行う場合、取引の担保として「証拠金」と言われる金銭を商品先物取引業者に預ける必要があります。この証拠金の中から取引時に充てる金額を「初期の投資金額」といいます。

また、商品先物取引は相場の動向によっては初期の投資金額を上回る損失が発生する場合があります。この損失額が、初期の投資金額を上回らないような仕組みの取引所取引を「初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のない取引所取引」といいます。

《その他、ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせ下さい》

農林水産省 商品取引監理官

○商品先物相談窓口 03-3502-5754

○海外商品取引110番 03-3501-6730

<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/syoutori/dealing/gyousha.html>

経済産業省 商務情報政策局

○消費者相談室 03-3501-4657

○商 務 課 03-3501-1776

<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/f00/f0000001.html>

日本商品先物取引協会(日商協)

○相談窓口 03-3664-6243

<http://www.nisshokyo.or.jp/member/index.html>

農林水産省

 経済産業省